狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項を除く。）	ＤＳＲ
狭域通信に関する事項（有料道路自動料金収受に関する事項）	ＥＴＣ
電波利用の適正化のための広報に関する事項	ＡＴＧ
地震又は火山噴火予知観測に関する事項	ＳＥＥ
気象・動体の観測データの伝送に関する事項	ＯＴＴ
地域振興に関する事項	ＬＡＯ
スポーツ・レジャーに関する事項	ＳＲＤ
労働基準監督に関する事項	ＧＭＪ
ニュースの取材及び速報に関する事項	ＮＰＷ
現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	ＬＣＭ
警備保障業務に関する事項	ＰＴＧ
侵入検知に関する事項	ＰＴＩ
災厄防止に関する事項	ＰＴＨ
無線標定に関する事項	ＯＴＧ
音響に関する事項	ＯＴＯ
本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項	ＴＫＫ
一般業務用通信に関する事項	ＧＥＮ

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年五月七日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の目的であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる無線局の目的とみなす。

無線局の目的		無線局の目的	
項目	コード	項目	コード
電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものを除く。）	ＣＣＣ	電気通信業務用	ＣＣＣ
電気通信業務用（一般放送利用を含む。）	ＣＣＧ		
電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	ＣＣＦ		
電気通信業務用（エリア放送利用）	ＣＣＡ		

電気通信業務用（当該目的に係る通信事項が電気通信事業運営に関する事項のみであるものに限る。）	ＣＣＣ
警察用	ＧＭＰ
海上保安用	ＭＳＡ
航空保安用	ＡＣＣ
防衛用	ＧＭＤ
治安維持対策用	ＴＲＯ
気象用	ＣＷＲ
国家行政用（当該目的に係る通信事項が税関に関する事務、関する事務、検疫に関する事項、入国管理に関する事務、麻薬取締に関する事項、関税に関する事務、公安調査に関する事項、矯正管理に関する事項、国税に関する事務、外務に関する事項、監理に関する事務、運輸に関する事項、防災に関する事務、電気通信に関する事項、規制に関する事務、検察に関する事務、放射能汚染の管理に関する事務、消防に関する事務に関する事項であるものに限る。）	ＧＯＶ
防災対策用	ＤＡＢ
水防用	ＲＤＲ
水防道路用	ＲＤＡ
防災行政用	ＤＡＩ
消防用	ＦＩＲ
放流警報用	ＲＤＧ
霧警報用	ＤＢＢ
公害対策用	ＫＴＳ
土地改良事業用	ＡＧＧ
地方行政用（当該目的に係る通信事項が地方行政事務に関する事項であるものに限る。）	ＬＧＯ
道路交通情報通信用	ＲＤＶ
高度道路交通システム用	ＩＴＳ
道路管理用	ＲＤＫ

公共業務用

ＰＵＢ